



B型肝炎ワクチン 10月から定期接種へ

問合せ／健康づくり課 (978-7100)

B型肝炎予防接種は小児の場合、持続肝炎を防ぎ、将来発生するかもしれない慢性肝炎、肝硬変、肝がんの発生を防ぐことが目的です。

対象者には予診票と案内を送付します。医療機関で予約を取り、体調の良いときに接種しましょう。

○対象

平成28年4月1日以降に生まれた子どもで、接種日に生後2か月～12か月未満

○接種回数

3回

○接種間隔

生後2か月で1回目の接種後、27日以上の間隔をおいて2回目を接種し、その後1回目の接種から139日以上の間隔をおいて3回目を接種※3回目を1歳の誕生日までに接種

○接種費用・持ち物

無料、母子保健手帳、予診票

○注意事項

- ・対象になる子どもがいて、既に任意接種が済んでいる場合は、残りの接種分が定期接種の対象となります。
- ・母子感染予防のために抗HBs人免疫グロブリンと併用してB型肝炎ワクチンの接種を受ける場合は健康保険の適用となるため、定期接種対象外となります。
- ・1歳を超えると定期接種の対象外となります。

○その他

- ・既に接種した任意接種の費用の払い戻しは行いません。
- ・母子健康手帳で接種回数などを確認のうえ接種を行ってください。
- ・函南町、伊豆の国市、伊豆市以外の県内市町で接種を希望する人は、医療機関宛の依頼書が必要になります。1週間程度余裕をもって健康づくり課へご連絡ください。



高齢者インフルエンザ 予防接種の費用を一部助成

問合せ／健康づくり課 (978-7100)

インフルエンザは、38度以上の高熱、関節痛などの全身症状が特徴で、高齢者の場合は肺炎などの合併症を起こすことが多くなります。

予防には、日頃の健康管理（うがい、手洗いなど）と予防接種が有効です。インフルエンザが流行する時期の前の接種をお勧めします。12月までの体調の良いときに接種しましょう。

○接種期間

10月1日（土）～平成29年2月28日（火）
※医療機関によっては10月中旬から開始

○対象

- ①町内に住民票があり、接種当日65歳以上
- ②接種当日60歳以上65歳未満で心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある身体障害者手帳1級、同等の障害を持つ

○個人負担金

1,200円
※生活保護受給者は免除。事前に健康づくり課で手続きを行ってください。

○持ち物

健康保険証、個人負担金、身体障害者手帳（対象②に該当する人のみ）

○接種方法

函南町、伊豆の国市、伊豆市の委託医療機関で接種することが可能です。「予診票」は医療機関に置いてあるので、事前に電話でご確認ください。
委託医療機関以外の医療機関（県内のみ）で接種を希望する人は、事前に手続きが必要になりますので健康づくり課へご連絡ください。



子ども医療費受給者証の更新

問合せ／子育て支援課 (979-8133)

「ピンク色」へ変更

町では、中学3年生までの子どもの医療費を補助しています。

現在お使いの受給者証（うぐいす色）の有効期限は9月30日（金）までです。10月1日（土）からは、新しい「ピンク色」の受給者証をお使いください。新しい受給者証は9月末までに送付しますので、お手元に届きましたら記載内容をご確認ください。旧受給者証は、はさみで細かく切るなどして破棄してください。

新しい受給者証が届かない場合はお問い合わせください。



生ごみ処理機設置の 費用を補助

申込み・問合せ／環境衛生課 (979-8112)

生ごみの減量化と資源化を推進するため、補助金を交付しています。

交付申請には購入した商品がわかる書類と、購入を証明する領収書・印鑑が必要です。申請様式や詳細はホームページで確認するか、お問い合わせください。

○対象

町内在住者、町内に店舗・事業所などがある人

○対象機器

生ごみ処理機（機械式）、コンポスト容器、ボカシ容器

○補助金額

対象機器を購入した費用の2分の1以内（100円未満切り捨て）1台あたり30,000円を限度（生ごみ処理機は1世帯1台の補助対象）



国民健康被保険者証の更新

問合せ／住民課 (979-8111)

「うぐいす色」へ変更

現在お使いの保険証（藤色）の有効期限は9月30日（金）までです。10月1日（土）からは、新しい「うぐいす色」の保険証をお使いください。新しい保険証を9月末までに送付しますので、お手元に届きましたら名前や住所をご確認ください。10月になっても新しい保険証が届かない場合はお問い合わせください。旧保険証は、はさみで細かく切るなどして破棄してください。

また、万が一の場合に臓器提供が迅速に行われるために、保険証裏面に「臓器提供意思表示欄」があります。臓器提供の意思表示がある場合は意思表示欄への記入をお願いします。

臓器提供の問合せ／（社）日本臓器移植ネットワーク（電話：0120-78-1069、ホームページ：http://www.jotnw.or.jp）



合併処理浄化槽設置の 事業費を補助

申込み・問合せ／上下水道課 (979-8118)

下水道整備区域外での単独浄化槽から合併浄化槽への付け替えに補助金を交付しています。合併浄化槽はトイレの汚水と生活排水全般の処理をすることができます。きれいな水を保つため合併浄化槽への付け替えをしませんか。

交付には条件があり、事前に申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

○補助金額

付け替え：5人槽……………221,000円
6人・7人槽………254,000円
8人～10人槽…322,000円
新規設置：5人槽……………177,000円
6人・7人槽………204,000円
8人～10人槽…258,000円

※新築などの新規設置にも補助金を交付しています